

福島市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例制定要旨

## 1 制定の理由

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第一次地域主権一括法）が平成 23 年 4 月 28 日に制定されたことにより、介護保険法の所要の改正が行われ、その中で、従前は厚生労働省令により定められていた指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を条例により制定することとなった。

平成 24 年 12 月 27 日制定、平成 24 年 12 月 27 日公布、平成 24 年 12 月 27 日施行（条例制定まで 1 年間の一部経過措置有）

## 2 条例の内容等

### (1) 根拠法令

- ①介護保険法第 115 条の 14 第 1 項 ※指定地域密着型介護予防サービス事業者の従業者の配置基準
- ②介護保険法第 115 条の 14 第 2 項 ※介護予防のための効果的な支援の方法及び従業者以外に必要とされる設備及び運営に関する基準

### (2) 条例の構成

- ①総則 ※一般原則等
- ②介護予防認知症対応型通所介護に関する基準
- ③介護予防小規模多機能型居宅介護に関する基準
- ④介護予防認知症対応型共同生活介護に関する基準

## 3 新たに設ける基準

- (1) 地域密着型介護予防サービス計画に関して、管理者等は、計画の作成後、目標の達成状況について評価を行い、必要に応じて計画の変更を行うものとする。（全サービス）  
※利用者へのサービス向上のため、サービス計画策定におけるケアマネジメントの経過を明確にさせる。認定の更新時期を考慮し、附則により経過措置として、平成 26 年 3 月 31 日までに実施するものとする。

※介護予防認知症対応型通所介護の例

厚生労働省令	条 例
<p>（指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針） 第42条 指定介護予防認知症対応型通所介護の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。 （1）～（12） 略 （13） 指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防認知症対応型通所介護計画の変更を行うものとする。 （14） 略</p>	<p>（指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針） 第42条 指定介護予防認知症対応型通所介護の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。 （1）～（12） 略 （13） 指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者は、モニタリングの結果及び<u>介護予防認知症対応型通所介護計画の目標の達成状況についての評価</u>を踏まえ、必要に応じて介護予防認知症対応型通所介護計画の変更を行うものとする。 （14） 略</p>

(2) 運営規程に規定すべき内容を追加する。

① 入居一時金の取扱いに関する事項（介護予防認知症対応型共同生活介護）

介護予防認知症対応共同生活介護事業所においては、老人福祉法の改正により、家賃、敷金及びその他日常生活上の便宜の供与の対価として受領する費用を除くほか、権利金その他の金品を受領してはならないとされ、また、前払金を受領する場合においては、その算定の基礎を書面で明示し、さらに入居から一定期間内に契約が解除・終了した場合には、当該前払金から厚生労働省令で定める額を控除した額を返還する旨の契約を締結しなければならないとされたことから規定する。

② 個人情報の取扱いに関する事項（全サービス）

事業者は、利用者及び家族の個人情報を収集して利用することから、その取扱を定めておくことで後のトラブル防止につながるため規定する。

③ 地域との連携（全サービス）

事業者は、地域密着型サービス事業の運営にあたり、地域との結びつきを重視することが一般原則とされているため規定する。

④ 虐待の防止のための措置に関する事項（全サービス）

介護保険指定基準において禁止の対象となっている身体拘束について、高齢者虐待防止の見地から、施設・事業所職員及び利用者・家族等に対して認識の確認を図るために規定する。

※利用者へのサービス向上のため、利用者と事業者間で疑義の生じやすい事項について明確に運営規程に規定させる。運営規程の変更を伴うことから、附則により経過措置として平成26年3月31日までに実施するものとする。

※介護予防認知症対応型共同生活介護の例

厚生労働省令	条 例
<p>(運営規程)</p> <p>第79条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1) 事業の目的及び運営の方針</p> <p>(2) 従業者の職種、員数及び職務内容</p> <p>(3) 利用定員</p> <p>(4) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>(5) 入居に当たっての留意事項</p> <p>(6) 非常災害対策</p> <p>(7) その他運営に関する重要事項</p>	<p>(運営規程)</p> <p>第80条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1) 事業の目的及び運営の方針</p> <p>(2) 介護従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>(3) 利用定員</p> <p>(4) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の内容及び利用料その他の費用の額</p> <p><u>(5) 入居一時金の取扱いに関する事項</u></p> <p>(6) 入居に当たっての留意事項</p> <p><u>(7) 個人情報の取扱いに関する事項</u></p> <p>(8) 非常災害対策</p> <p><u>(9) 地域との連携</u></p> <p><u>(10) 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p>(11) その他運営に関する重要事項</p>

(3) 利用料に関する書類の整備を2年間から5年間とする。(全サービス)

※介護報酬の返還請求の消滅時効が5年間となっており、同様の期間、保存を求める。

※介護予防認知症対応型通所介護の例

厚生労働省令	条 例
<p>(記録の整備)</p> <p>第40条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p>	<p>(記録の整備)</p> <p>第40条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防認知症対応型通所介護従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関し、当該利用者から支払いを受ける地域密着型サービス費の額その他の利用料に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</u></p>